別表六（二十三）付表二　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の12の５第１項（給与等の引上げ及び設備投資を行つた場合等の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合において同法第42条の12第１項若しくは第２項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受けるとき、又は青色申告書を提出する法人が所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第７号。第３号において「平成30年改正法」という。）第15条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「平成30年旧措置法」という。）第42条の12の５第１項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合において平成30年旧措置法第42条の12第１項から第３項まで（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受けるときに記載すること。

2　「控除対象調整数の計算」の各欄は、租税特別措置法第42条の12第２項の規定の適用を受ける場合に記載すること。この場合において、「⑾」から「⒀」までの各欄は、同条第１項の規定の適用を受ける場合にのみ記載すること。

3　「雇用者給与等支給増加重複控除額　⑯×$\frac{\text{20又は30}}{100}$　⑰」の欄は、平成30年改正法附則第91条第１項（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定の適用を受ける場合には「20又は」を消し、その他の場合には「又は30」を消すこと。

4　「過年度雇用者給与等支給増加重複基準額の計算」の各欄は、平成30年旧措置法第42条の12の５第１項の規定の適用を受けようとする事業年度（以下この記載要領において「適用年度」という。）において平成30年旧措置法第42条の12第３項の規定の適用を受けない場合には記載を要せず、適用年度開始の日前に開始した事業年度が連結事業年度に該当する場合には当該連結事業年度に係る部分には別表六の二(二十)付表二の「過年度雇用者給与等支給増加重複基準額の計算」の各欄に従つて計算した数を記載すること。

5　適用年度開始の日前に開始した事業年度（同日前に開始した事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下この記載要領において「調整年度」という。）の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該調整年度に係る「雇用者給与等支給額（調整年度の別表六(二十三)「１」）⑲」の欄には、当該調整年度の別表六(二十三)「１」の金額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該調整年度の月数で除して計算した金額を記載すること。

6　調整年度のうちに平成30年旧措置法第42条の12の５第１項の規定（当該調整年度が連結事業年度に該当する場合には、平成30年旧措置法第68条の15の６第１項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定）の適用を受けなかつた調整年度がある場合において、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第145号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法施行令第27条の12の５第３項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受けるときは、当該調整年度に係る「雇用者給与等支給額（調整年度の別表六(二十三)「１」）⑲」の欄には、適用年度の別表六(二十三)「５」の金額を記載すること。

7　「移転型計画に係る特定業務施設のみで計算した地方事業所基準雇用者数　㉓」の欄には、別表六(十九)の「適用年度」の各欄に記載した数のうち平成30年旧措置法第42条の12第２項又は第68条の15の２第２項（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受けた調整年度に係る平成30年旧措置法第42条の12第５項第５号に規定する特定業務施設に係る部分の数を記載すること。

別表六(二十三)付表を削る。

別表六(二十四)を次のように改める。